

参考人招致にかかる特別委員会開催要領（案）

- 1 日程 10月12日（水）午後1時30分から
（参考人には午後1時に集合していただきガイダンスを行う）
- 2 会場 市議会議場
- 3 目的 調査研究事項「オ 市民の意見」を聴取するため
- 4 調査内容 議会の役割と議員定数について
- 5 招致人数 8名以内（各会派からの推薦による）

6 参考人の選定条件

以下の条件をふまえ、各会派が責任をもって候補者を推薦するものとする。

【必須条件】

- ①宝塚市民であること
- ②宝塚市議会議員の選挙権を有すること
- ③現職の宝塚市議会議員の三親等以内の親族でないこと
- ④現職の宝塚市職員でないこと
- ⑤反社会的勢力でないこと

【推奨条件】

- ①年齢、性別等が偏らず、多様な意見が聴取できるよう配慮して人選すること

7 参考人の選定及び招致手続き

- ①特別委員会所属の委員が各会派からの推薦者を1名ずつ選定し、委員会において人選を決定
- ②委員長から議長に対して、参考人への出席通知を依頼
- ③議長が、参考人に対して、日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を通知

8 参考人に支払う報酬の額

「宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」によると、議会が招致する参考人への報酬の額は、「費用弁償として日額10,500円以内」と規定されている。

用務等の内容をふまえ、費用弁償として相当な額を日額10,500円以内で決定することが期待されているものである。

今回の参考人招致については、当日の用務及び準備に要する時間、市内で移動する交通費等を考慮し、一人当たりの報酬（費用弁償）の額を5,000円とする。

- ・所要額 @5,000円×8人=40,000円
- ・予算措置 特別委員会事業08旅費01費用弁償 57,000円

9 運営方法 別紙のとおり

参考人招致にかかる委員会の運営方法について（案）

1 参考人への概要説明（ガイダンス）

- ・委員会当日の午後1時、議会事務局へ集合
- ・委員会の進行方法を説明し、会場（議場）を案内
- ・控室は談話室とする

2 委員会の進行方法

①委員長が開会し、はじめに趣旨を述べる

- ・委員会の進行は委員長が行う。
- ・委員長、副委員長は最前列に着席する。
- ・上記以外の委員の座席は、別紙座席配置図のとおりとする。

②参考人の意見発表（一人あたり10分以内）

- ・発言内容は「4 調査事項」に沿ったものとする。
- ・発言順序は、推薦した会派の会派順にしたがう。
- ・参考人は理事者席に座り、着席したまま発言する。
- ・参考人の座席には名札を置く。
- ・議場タイマーは使用せず、事務局の手元で発言時間の管理を行う。

③副委員長から代表質疑（一人あたり5分程度）

- ・質疑の内容は、あらかじめ委員会において決定する。

④上記の②～③を一人ずつ繰り返す

⑤参考人全員の意見発表及び質疑が終了後、追加発言があれば促す

⑥委員長から謝辞を述べて閉会

⑦委員会終了後 参考人と正副議長、正副委員長と意見交換

3 その他

- ①参考人の席にはペットボトルの水と紙コップを用意する。
- ②議場で開催し、インターネット中継を行う。
- ③傍聴者にアンケート用紙を配布し、できる限り広く意見聴取を行う。
- ④次号の議会報かけはしは12/1発行であるため、かけはしでの告知はできない。
市議会ホームページ等で市民への周知を行う。